

建築物省エネ法の届出に関するお知らせ

建築物省エネ法に基づき届出をされる皆様へ

平素は大阪市の建築行政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出に関して、大阪市は平成30年12月1日受付分より、省エネ基準の適合状況により次の運用を行いますのでお知らせいたします。

届出の際は、建築物のエネルギー消費性能基準への適合性の確保をお願いします。

運用内容

- 届出られた計画のエネルギー消費性能が建築物消費性能基準を満たしていない場合、建築主等に対して助言等を行います。
- 届出書様式第一面の特記欄に、省エネ基準の適合状況の結果を押印します。
- 省エネ基準の適合状況により、窓口にて副本返却を行います。

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市都市計画局建築指導部建築確認課

電話 06-6208-9304

FAX 06-6202-6960

省エネ基準適合状況の結果（見本）

（第一項関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

届出書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長 殿

届出者の住所又は 大阪市〇〇区〇〇〇1丁目〇〇番〇〇号
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称 〇〇 〇〇
代表者の氏名

押印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段又は同法附則第3条第2項前段の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【届出の別】

- 法第19条第1項前段の規定による届出
 法附則第3条第2項前段の規定による届出

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日	適合	
第 〇〇〇〇 号		
係員印		

受付印

日付 〇〇 〇〇 〇〇
〇〇〇〇
〇〇

「適合」または「不適合」
のゴム印を押印します。